

財務諸表監査の制度と機能

——Sarbanes-Oxley Act of 2002 の成立とその帰結——

佐 久 間 義 浩

I は じ め に

監査に内在するモニタリング機能はその本質的機能のひとつであるといわれている（Watts and Zimmerman [1986]）。そして，今日，そのような機能を有する財務諸表監査を利用したコーポレートガバナンスの構築が強く求められている（山浦 [2001]，内藤 [2003]）。

しかし，エンロン社をはじめとした，多数の企業不正の発覚によって，財務諸表監査の機能不全が露呈することとなる。そのため，会計不正に対し，財務諸表監査が適切に機能せず，その結果，企業のコーポレートガバナンス自体も機能不全に陥ったと批判がなされるようになったのである。このような批判を受けて，さまざまな改革が試みられた¹⁾。特に証券諸法制定以来の大改革として知られている，Sarbanes-Oxley Act of 2002（以下，「SO 法」という）²⁾は，コーポレートガバナンスの回復を目指し，財務諸表監査のモニタリング機能の強化等を指向した改革として有名である。

このように，SO 法は財務諸表監査のモニタリング機能の向上を目指した改革といわれているが，本稿では，この点について，財務諸表監査の機能の側面から再検討を行う。すなわち，「監査人の独立性強化」によって，財務諸表監

1) 例えば，ブッシュ米大統領が公表した「大統領の10ポイントプラン」や SEC による改革案，NYSE や NASDAQ による上場基準の改正等がある。

2) この法律の詳細については八田・橋本 [2002a]，[2002b]，[2002c] 他参照。日本では「企業改革法」の通称で広く知られている。

査のもつモニタリング機能の向上が果して実際にもたらされたのかという問題を指摘したい。これは、監査人の独立性とモニタリング機能の関連がそもそもブラックボックスであることから生じる疑問である。同時に、このように議論の余地が多い部分に関して、なぜ改革を実施することができたかについてもあわせて検討する。かかる検討が財務諸表監査の機能とその意義をより深く洞察することに、多少なりとも貢献するものとなれば幸いである。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第Ⅱ節では、財務諸表監査とコーポレートガバナンスとの関係について考察する。第Ⅲ節では、監査人の独立性と統合監査の禁止の関係について、実証研究のサーベイを行う。第Ⅳ節では、改革趣旨を踏まえて SO 法の成立過程とその帰結について、どのような問題点が生じているのかを指摘する。第Ⅴ節では、本稿での検討結果とその理論的含意をまとめる。

Ⅱ 財務諸表監査の機能とコーポレートガバナンス

監査自体は、「人間の本質に根ざしたごく自然なもの」(Littleton [1933] p. 296) として、紀元前から存在しているといわれている³⁾。財務諸表監査を経済財のひとつと考えると、そのような財務諸表監査サービス市場が成立する要因は、モニタリング仮説、情報仮説、保険仮説の3つの仮説により説明することができる(Wallace [1986], 山浦 [2003])。そしてそれぞれの仮説から、財務諸表監査の3つの機能(モニタリング機能、信頼性付与機能、保険機能)が導き出される⁴⁾。この節では、このような機能を持つ財務諸表監査とコーポレートガバナンスの関係について概観する。

両者の関係は、第1に、株主としての企業参加によるモニタリング機能への

3) 監査の起源については、Wallace [1986] chap. 2, Watts and Zimmerman [1986] p. 197 参照。

4) 3つの機能については、Wallace [1986] 他参照。モニタリング機能は、経営者の行動をモニタリングする機能である。信頼性付与機能は、経営者が公表する財務諸表に信頼性を付与する機能である。保険機能は、財務諸表に対する保険としての機能と政治家が財務諸表監査に対して自らの批判を回避する保険としての機能である。詳細について別稿に譲る。

貢献が考えられる。これは、具体的には公開会社における会計監査人制度等により確保されている。すなわち、株主に外部的かつ客観的なチェックを与えた財務情報を提供することによって、株主が経営者の任免を行うことを支援している。また、乗っ取りや機関投資家等の影響が大きいため、市場によるチェックが困難な場合には、株主は社外取締役等との連携によりガバナンスに参加することを求める（龍田 [2003] 144ページ）。同様のことは株主以外のステークホルダーによるモニタリング機能についてもいえる。すなわち、銀行等の債権者や営業上の取引相手、雇用者等が監査済財務諸表を利用することにより、非効率な経営者の排除や外部利害関係者軽視の経営者に懲罰を与えることを可能にさせる。

第2に、市場によるモニタリング機能を支援する。すなわち、財務情報に信頼性を付与することによって、その会計報告は多くの投資家の利用を導くことを可能にする。したがって、投資家の意向を汲まない経営を実施すれば、証券市場における株価は下がるため、結果として経営者の行動が抑制されることになる⁵⁾。

第3に、財務諸表監査によるゴーイングコンサーンの情報提供による将来指向のリスク・不確実情報の開示による経営の透明性を確保することも考えられる。

第4に、被監査会社における内部統制構築によるモニタリングへの貢献がある。すなわち、内部統制を構築することによって経営者の行動に対する牽制を行うことを可能にする。同時に、資産の効率的運用や財務諸表監査の効率的実施という経済的効果も生じる⁶⁾。

このように財務諸表監査とコーポレートガバナンスには強い関連があるといえるであろう。そのなかでも、財務諸表監査のもつモニタリング機能により、

5) 龍田 [2003] は、株主と証券市場の役割が特に重要であると主張している。

6) 経営者に関して財務情報を提供することにより、経営意思決定を効率的に行うことを可能にするという副次的効果もある。

直接的には各ステークホルダーによるガバナンスが、また、信頼性付与機能により、間接的には市場経由による投資家によるガバナンス⁷⁾が期待できる。以上のことから、財務諸表監査はコーポレートガバナンスにおけるインフラのひとつであるといえるであろう。

エンロン事件以降、腐敗したといわれているコーポレートガバナンスの再構築を中心に多くの制度改革が行われた。その改革の一環として、財務諸表監査制度についての改革も行われている。後続の節では、財務諸表監査に内在するモニタリング機能を向上させたといわれる SO 法を、その成立過程から考察する。

III 統合監査禁止と監査人の独立性——先行研究のサーベイを中心として

SO 法の成立過程を考察する前に、この節では「統合監査（特に非監査業務）は独立性の侵害要因である」という関係が妥当であるかを先行研究に基づいて検討する。エンロン事件やその他の会計不正事件において、この両者の関係が取沙汰され、多くの批判的となった。また、その後の財務諸表監査制度改革でも、この両者の関係は上記のようなものであることを前提に議論がなされている。この関係を論じた先行研究は膨大な量を数えるが、その中でも、当該関係を実証的に調査した文献をとり上げ、その内容を整理・検討していくことにしたい。

論点を明確にするために、以下では、「監査報酬と非監査報酬との関係について」、「非監査報酬と独立性の侵害との関係について」、「監査報酬と独立性の侵害との関係について」に焦点を絞って検討を行う。

1 先行研究における統合監査と監査人の独立性の検証

まず、「監査報酬と非監査報酬との関係」について、Simunic [1984] は、非

7) 岡部 [1998] も、市場への会計情報提供による、市場メカニズムの働きを通じた経営者への規律づけ、経営者行動のコントロールの重要性を指摘している (13ページ)。

監査業務と監査業務の費用関数は相互依存していると仮説を設定し、監査報酬とその他の報酬を開示している公開会社263社をサンプルとして検証を行った。検証の結果、非監査業務も購入している被監査会社の監査報酬は、そうでない場合より有意に正の関係があった⁸⁾。

次に、「非監査報酬と独立性の侵害との関係」⁹⁾ および「監査報酬と独立性の侵害との関係」¹⁰⁾ について、DeFond et al. [2002] では、監査人の独立性をあらわす指標として、監査報告書におけるゴーイングコンサーン意見の表明を用いて検証を行った。ここでは、監査人の独立性を、財務報告における契約不履行を発見する確率として定義される (Watts and Zimmerman [1983])。独立性を侵害された監査人は、ゴーイングコンサーンに関する意見を表明しないと考えられる。したがって、監査人の非監査報酬の獲得とゴーイングコンサーンに関する監査意見の表明とは逆の関係にある (仮説1) という仮説が導かれる。しかし、監査人は監査報酬も受け取っているのが現状なので、高額な総報酬も監査人の独立性を侵害すると拡大解釈することができる。そこから次の仮説が導かれる。監査人が獲得する総報酬とゴーイングコンサーンに関する監査意見の表明とは逆の関係にある (仮説2)。

サンプルは、2001年に SEC に年次報告書を提出した企業の中から、データの利用可能な1158の企業 (内、初めてゴーイングコンサーン意見を付された96社を含む) を対象とした。

DeFond et al. [2002] では、上記2つの仮説を検証するため、以下のゴーイングコンサーンモデルを設定し、ロジスティック回帰¹¹⁾を行った。

8) Palmrose [1986] 他参照。

9) 例えば、Ashbaugh et al. [2003] 参照。

10) Ashbaugh et al. [2003] 参照。また、監査報酬の Low Balling と監査人の独立性の問題についての議論もある。例えば DeAngelo [1981a], AICPA [1978] 参照。

11) それぞれの変数は以下のとおり。意見：ゴーイングコンサーンの表明を受けた企業を1、その他を0、倒産可能性：倒産の可能性、 $\log$ (総資産)：総資産の自然対数 (百万ドル)、 $\log$ (期間)：上場期間の自然対数、ベータ：ベータ値、収益：株価収益、ボラティリティ：市場からの分散、負債：総資産超過分の総負債、 Δ 負債：LEV の変化、損失：前年に損失を計上した企業を1、その他を0、投資：総資産で控除した投資証券、将来の資金調達：企業が社債あるいはノ

$$\text{意見} = \beta_0 + \beta_1(\text{倒産可能性}) + \beta_2(\log(\text{総資産})) + \beta_3(\log(\text{期間})) + \beta_4(\text{ベータ}) + \beta_5(\text{収益}) + \beta_6(\text{ボラティリティ}) + \beta_7(\text{負債}) + \beta_8(\Delta\text{負債}) + \beta_9(\text{損失}) + \beta_{10}(\text{投資}) + \beta_{11}(\text{将来の資金調達}) + \beta_{12}(\text{BIG5}) + \beta_{13}(\text{営業キャッシュフロー}) + \beta_{14}(\text{報告ラグ}) + \beta_{15}(\text{報酬率}) + \beta_{16}(\log(\text{総報酬})) + \beta_{17}(\log(\text{監査報酬})) + \beta_{18}(\log(\text{非監査報酬})) + \varepsilon$$

報酬による影響の違いを明確にするため、この回帰式を5つのモデルに区分して検討した。

モデル1：ゴーイングコンサーンモデルの基本形 ($\beta_0 \sim \beta_{14}$)

モデル2：モデル1に報酬変数 β_{15} を導入

モデル3：モデル1に報酬変数 β_{16} を導入

モデル4：モデル1に報酬変数 β_{15} , β_{16} を導入

モデル5：モデル1に報酬変数 β_{17} , β_{18} を導入

結果は、仮説に関係する変数すべてが有意とはならなかった(第1表)。モデル2, 4, 5の結果から、仮説1, すなわち「非監査報酬と独立性の関係」が棄却された。

また、モデル3, 4, 5の結果から、仮説2, すなわち「監査報酬と独立性の関係」についても棄却された。総報酬との関連についても同様に棄却されている(モデル5)。

Geiger and Rama [2003] は、DeFond et al. [2002] とサンプルの選定手続きや統制変数の相違はあるものの、DeFond et al. [2002] と同様に、非監査報酬と監査意見の関係について、有意な関係を見出せなかった。

また、Davis et al. [2002] は、企業内部のデータをもとに、非監査業務・監査報酬と監査努力の有意な関係を検証し、その結果から、非監査業務・監査報酬によって、監査人の独立性が害されていない点を指摘している(p. 149)。

、株式を発行したら1, その他を0, BIG5: BIG5なら1, その他を0, 営業キャッシュフロー: 総資産でデフレートした営業キャッシュフロー, 報告ラグ: 決算日と利益報告日とのラグ, 報酬率: 総報酬に対する非監査報酬の割合, $\log(\text{総報酬})$: 総報酬の自然対数, $\log(\text{監査報酬})$: 監査報酬の自然対数, $\log(\text{非監査報酬})$: 非監査報酬の自然対数

第1表 ゴーイングコンサーンモデル

	モデル2	モデル3	モデル4	モデル5
	係数 (P値)	係数 (P値)	係数 (P値)	係数 (P値)
報酬率	-0.438 (0.49)		-0.513 (0.45)	
log (総報酬)		0.004 (0.98)	0.063 (0.77)	
log (監査報酬)				0.18 (0.39)
log (非監査報酬)				-0.099 (0.28)

注：P値は両側検定。

出典：DeFond et al. [2002] p. 1263, Table 3 より一部抜粋。

その他のアプローチとしては、会計事務所の報酬総額に占める一顧客あたりの報酬額の比率が小さければ、会計事務所の機会主義的行動が少なくなり、監査の品質が高くなる（例えば DeAngelo [1981b], AICPA [1978]）という研究¹²⁾や Big6 の監査報酬と社外取締役の特性には正の相関があるという実証研究もある（Carcello et al. [2002]）。

2 SO 法に対するインプリケーション

以上のような一連の先行研究から導き出される結論は、法案における議論の前提（詳細については第IV節参照）自体を疑わしいものとさせ、ひいては SO 法による財務諸表監査のモニタリング機能向上策についても懐疑の念を抱かせるものとなる。すなわち、監査業務と非監査業務の同時提供は有意に監査人の独立性と関連せず、むしろ監査の品質向上等を求めるあまり、監査報酬が増大するという事態が起こりうる。また、リスクが増大しつつある監査市場において、SO 法による規制は、訴訟リスクに対する会計事務所の金銭的財源の確保を制約することとなる（松本 [2004a]）。その結果、リスク弾力的な監査報酬は増大せざるをえない。実際、この規制後の監査市場では平均監査報酬の上昇

12) また、松本 [2004b] では、非証明業務よりも証明業務の報酬比率の高い会社の方が、SEC による処分が多かったことを指摘している。

が検証されている (Asthana et al. [2004])。これらのことは、SO 法による規制強化により、さらなる死重的損失を企業あるいは投資家に対して強いていることを暗示しているといえる。

IV SO 法成立過程の分析とその帰結

SO 法は、資本主義の根幹を揺るがしかねないコーポレートガバナンスや監査制度に対する不信感を取り払い、信頼しうる透明性の高い資本市場の再生や投資家の信頼回復を目指した法律として制定された。この節では、上記のような趣旨で制定された SO 法の成立過程に焦点を当て、コーポレートガバナンス構築のための様々な機関によるモニタリング機能の強化、特に改革のメインとなった財務諸表監査制度によるモニタリング機能の強化策は、どのような点で問題があるのかについて検討する。

1 SO 法成立以前における議論

まず、改革の基礎となったエンロン事件に関する議会調査報告書¹³⁾において指摘されている問題点および解決策を検討する。議会調査報告書は、その調査結果のひとつに「独立性の欠如」を指摘している (U.S. Senate, the Permanent Subcommittee on Investigations of the Committee on Governmental Affairs [2002] p. 3, pp. 54-58)¹⁴⁾。

特に議会報告書は、外部監査人の独立性の欠如に関して、2つの原因をあげている。第1に、取締役会・監査委員会による監視が無機能化した点である。これは、外部監査人が外部監査だけでなく内部監査とコンサルティング業務を同時に実施していた事実に対して、取締役会・監査委員会は何ら関心を示さな

13) その他には、エンロン社の内部調査報告書である「Powers レポート」もある。しかし、同報告書は、事件の調査に重点を置いているため、事件に対する具体的な対策については明確に記述してはいない。そのため本稿では割愛する。

14) その他に、過度の簿外取引、不適切な利益相反取引、過大な報酬等の指摘および対策を提示している (U.S. Senate, the Permanent Subcommittee on Investigations of the Committee on Governmental Affairs [2002] pp. 3-4)。

かったことにもあらわれている。第2に、監査委員会による外部監査人の独立性に関するレビューについての問題である。本来は毎年実施されるレビューが、実際には行われておらず、しかも、監査委員会と外部監査人のコミュニケーションすらほとんどなかった点が指摘されている。このような両者の関係は、「日々のエンロンの事業に関わり、かつ非常に複雑な取引を設計するアンダーセンとの関係は、エンロン社にとって非常に有益である」(U. S. Senate, the Permanent Subcommittee on Investigations of the Committee on Governmental Affairs [2002c] p. 57) という、エンロン社の監査委員会委員長によるアンダーセンに対する認識に表れている。こういった監査委員長の認識からも、同一会計事務所による非監査業務の提供と外部監査とを同時に行う「統合監査」を容認する環境にあったといえる。このような外部監査人とエンロン社との関係について、会計の専門家やコーポレートガバナンスの専門家は、多くの非難を浴びせている(U. S. Senate, the Permanent Subcommittee on Investigations of the Committee on Governmental Affairs [2002] pp. 57-58)¹⁵⁾。

以上の問題点に対し、議会調査報告書(U. S. Senate, the Permanent Subcommittee on Investigations of the Committee on Governmental Affairs [2002] p. 4) は、第1に、公開会社の取締役による「監視の強化」を提案し、その監視の有効性を高めるため、特に、外部監査人による内部監査あるいはコンサルティング業務の同時提供禁止を提案している。また、第2に、SEC や自主規制団体に対しても「独立性の強化」を提案している。

議会報告書全般を通じていえることは、財務諸表監査の機能強化による効果の観点からの検討に乏しいということである。つまり、議会調査報告書で示された第1の提言は、従前から規制に反対していたAICPAの論拠¹⁶⁾、すなわち非監査業務の提供によって監査人の独立性が現実に損なわれた事を示す証拠は

15) その主な内容は、外部監査人の独立性を薄められたという点や監査人が白らの仕事を監査することを許すことは、外部監査自体の有効性を薄めた等である。

16) AICPA [1978]。また、松本 [2004b] においても同様の指摘がある。

ない、という主張に直接は応えていない。つまり「統合監査」による外部監査人の独立性侵害の根拠は、エンロン事件においても監査報酬を上回る非監査報酬の受領について類推したものでしかない。同様に、「独立性の強化」という第2の提言についても、効率性の観点から検討し直すと、外部監査制度が適切なモニタリング手段として、ガバナンスの達成に有効であるかは疑問の多いところである¹⁷⁾。例えば、エンロン社の取締役会（特に外部取締役の存在）・監査委員会というモニタリング制度は、世間から高く評価されていた¹⁸⁾にもかかわらず、実際には、無機能状態で、会社倒産に至って初めてその機能不全が顕在化したという事例がある。したがって、この種の問題に対する直接の解決を与えているとはいえないといえる。

ところが、報告書の発表以降のアメリカにおける制度・法律改正については、同報告書の提案をほぼ踏まえたものとなっている。

2 SO 法成立過程における議論の検討

次に、SO 法の成立過程を検討する。まず、2002年4月24日、Oxley 議員の主導により作成された「企業及びアカウンタビリティと透明性の監査ならびに透明性に関する法律（Corporate and Auditing Accountability, Responsibility, and Transparency Act of 2002）」（H. R. 3763）が下院を通過した。法案は、「公正でバランスのとれたアプローチを通じて市場の諸問題に対処」という市場重視の観点から作成され、「米国資本市場が世界でもっとも強い市場であり続けることを確保する」ことを目的としている（U. S. Senate [2002a] p. 19）。

一方、上院では、2002年7月15日に、Sarbanes 議員によって提出された「公開会社会計改革および投資家保護法（Public Company Accounting Re-

17) 同様の議論は、外部取締役・監査委員会についても頻繁になされている。

18) エンロンの取締役会は、チーフエグゼクティブ誌において2001年の米国のベスト・ボード第5位にランクされている。

form and Investor Protection Act of 2002)」(S. 2673) が可決された。この法案の趣旨は、現状への対応が不十分な下院法案では国家の最善の利益を損なう可能性があり、米国市場を回復するためは、規制強化を行うべきであるとしている (U. S. Senate [2002c] S6735-S6793)。

その後、下院は、可決 (H. R. 3763) 後に続出した企業不正 (例えばワールドコム等) に対応するため、さらに新たな法案 (H. R. 5118) を作成し、再度、同年7月16日にこれを可決した。結局、最終的には、最初の下院法案 (H. R. 3763) について両院協議会が開かれ、両院協議会報告書 (H. Rept. 107-610) として一本化され、SO 法が作成、可決に至った。

以上のような経緯の末、SO 法は全体として規制色の強い法律となった。この法案の成立過程において、その中心でもある外部監査人の独立性強化によるモニタリング機能の向上策に関して、どのような議論があったであろうか。筆者が議案の討論の内容を記した議事録 (U. S. Senate [2002b], U. S. Senate [2002d], U. S. Senate [2002e] 等) を中心にサーベイしたところ、独立性の侵害の根拠について議論がなされた部分は見当たらなかった¹⁹⁾。また、規制によるモニタリング機能強化策についても、その効果に関する議論もなされていない。U. S. Senate [2002b] では、モニタリング機能強化策について詳細に議論がなされているものの (H1545-H1552, H1554, H1556, H1568-H1569, H1583)、統合監査が独立性の侵害要因であるという前提での議論であることは否めなかった。以上の議論の過程からも、モニタリング機能強化策として、監査業務と非監査業務の同時提供原則禁止を行ったことは、さらに疑わしさを増すであろう。

3 SO 法における監査制度改革とその帰結

では、根拠に乏しい監査業務と非監査業務の同時提供原則禁止は、SO 法に

19) 例えば、U. S. Senate [2002d] H5464, H5475-H5478, U. S. Senate [2002e] S7351, S7363-S7365 他参照。

よってなぜ施行することができたのであろうか。

会計士による被監査会社に対する非監査業務の提供については、従来から多くの議論がなされていた。最近では、2000年に行われた SEC による同種の規制強化案もそのひとつであった。この規制強化案に対して、会計士は、AIC-PA [1978] を論拠として、活発なロビイング活動を行い、SEC の規制強化案を骨抜きにしている。このように、最近においても、統合監査の禁止規制に関しては激しい対立が見られているにもかかわらず、同種の規制内容を含んだ SO 法は短期間で可決・施行にいたっている。

(1) 制度改革の要因分析

この背景には、政治家の存在および、普段は一部の圧力団体の陰に隠れていた「一般大衆」の存在が関係しているのではないかと考えられる。そもそも政治過程への参加には、多くの費用を必要とする。Watts and Zimmerman [1986] によると、そのような費用は、「情報費用」、「利害の不均質性」、「組織費用」の3つに分類することができる (pp. 224-226)。このような費用が生じるため、「経済学的に言えば、民主主義国家における政府の政策にはほとんど常に反消費者、生産者支持の偏向が見られる」(Downs [1957] p. 256) というダウンズ・テーゼと呼ばれる状況が生じ、その状況では、一般大衆は「合理的無知」(Downs [1960] p. 544) として存在することになる。

しかし、今回のようにダウンズ・テーゼに反するような事態は十分起こりうると考えられる。これは、政治過程への参入障壁が低くなったためと考えられる。この参入障壁の低下は便益の増加と費用の減少から説明できる。便益の側面としては、エンロン事件が単なる会計不正に留まらない問題にまで発展していった点がある。すなわち、エンロン事件によって大多数の投資家や 401(k) プランの加入者が多大な損害を蒙ったことにより、政治参加から生じる期待便益が増大し、そのことが一般大衆の政治参加への関心に拍車をかけたものと思われる。

他方、費用面の減少については以下のように考えられる。すなわち、一般大衆が負担する「情報費用」は、マス・メディアによる膨大な報道の結果、低下したと考えられる。これは、2001年6月頃からのマス・メディアによる多数の会計スキャンダルに対する報道が、毎日のように特集が組まれるほど膨大かつ激しいものであったことから伺える。また、「利害の不均一性」についても、「一般大衆」という利害関係者の枠組みで一括りにすることもできるであろう。これは、以前から続く景気低迷や、それに拍車をかける形となったテロ事件及び相次ぐ企業不正の発覚によって、経済が未曾有の不況期に陥っていたことで可能となる。個々人の選好は異なるけれども、「国の経済回復」という共通の目標においては、各人の利害が統一されることになるためである。最後に、「組織費用」は、利益団体の規模を制限する費用とされている。しかし、一般大衆は利益団体として明確に組織されてはいないため、フリーライダーへのモニタリング費用についても増加することもない。これらの結果、一般大衆が政治過程に参加する費用が大幅に低下したと考えられる。

このように、マス・メディアを媒介として政治家と一般大衆との政治過程における距離が縮まり、一般大衆の「存在」を政治家に知らしめることができたのではないだろうか考える。政治家は、常に一部の圧力団体に対応しているわけではなく²⁰⁾、「公共の利益」や選挙区の広範な有権者の賛同にも関心を持っている存在でもある。それゆえ、政策の決定において、「公共の利益」に関する世論にも影響される場合もあるともいえる。

SO法による改革の必然性は、アメリカにおける政治事情も要因のひとつではないかと考えられる。2002年は、アメリカにおいて中間選挙が行われる年であったことも、法律施行の要因のひとつとなったのではないかと考えられる。エンロン社とブッシュ大統領をはじめとする共和党との結びつきの深さは、マス・メディアをつうじて明らかになっている。このため、共和党は、自党の信頼を回復するためにも、規制色の強い法案を成立する必要性が生じたのではない

20) 公益理論と捕囚理論については、Beaver [1998] pp. 163-165, 大石 [2000] 参照。

かと考える。結局、中間選挙における共和党の歴史的勝利は、SO 法による改革を支持する証拠のひとつとなろう。

(2) 制度改革の含意

以上のような理由により、粉飾決算や疑惑に対する法案が、短期間に複数提出され最終的に SO 法という形に至ったといえるであろう。そして政治家は「公共の利益」に添う改革手段として、また会計不正の根源としてマス・メディアの批判の標的となった財務諸表監査についてメスを入れることとなる。このことは同時に、一般大衆からの自らに対する批判を回避し、会計プロフェッションへ責任を転嫁するため、財務諸表監査制度改革を実施するという政治家側の需要にも応えている。これは立法機関や規制当局による政治的保険(松本 [2004b] 66-67ページ)としての財務諸表監査の利用に他ならない²¹⁾。このように、一般大衆における改革への強い要望と政治家側の改革手段への需要の産物として、モニタリング機能の強化を目指す財務諸表監査制度改革が行われたと考えられるであろう。

SO 法による改革は、その立法趣旨からも明かなように、透明性の高い資本市場の再生や投資家の信頼回復を目指したものである。このような目的達成が要求されるほど、資本市場の不信感は強まり、また、相次ぐ会計不正、経営者不正により投資家の信頼も地に落ちた状況となっていた。このような閉塞感のスパイラルに突入している状態の早期打開という一般大衆からの強い要望・批判は、必然的に政治家に向けられる。そして、このような期待を一身に背負った政治家は、自らに対する批判を回避するため、そして、このスパイラルの輪を断ち切るため、SO 法のような規制色の強い法案を、短期間で成立させたと考えられる。このような SO 法の緊急性・必然性を示す最たる例は、「自

21) 徳賀 [2004] においても「規制主体に社会的な批判が集中しており、規制主体が存立の危機を感じるような状況においては、事実がどうかということが重要なのではなく、原因としてありそうな問題にメスを入れて、公衆の批判を回避することこそが重要となるであろう」(1ページ)という同様の指摘がなされている。

己証明は証明にあらず」という格言を、覆すような規制まで制定したことにもあらわれている²²⁾。

今回の改革は、コーポレートガバナンスを向上させる財務諸表監査のモニタリング機能の強化を目指した改革であるという点について異論はないであろう。財務諸表監査とコーポレートガバナンスの関係は第Ⅱ節で指摘したように密接に関係しているため、改革によるコーポレートガバナンスの構築という改革の方向性には同意できる。しかし、強化したモニタリング機能がコーポレートガバナンスの構築において有効に機能するかは、先行研究の結果からも疑問といわざるをえない。このように改革自体の効果が曖昧といわざるをえないにもかかわらず、財務諸表監査制度改革が実施されたのは、財務諸表監査に内在する保険機能が注目されたからに他ならないといえるであろう。この主張を裏付けるためにも、改革の効果がより鮮明に市場において明らかになる段階において、さらなる実証研究を試みる必要がある。

V お わ り に

以上の考察より、SO法における財務諸表監査制度改革の問題点を財務諸表監査に内在する機能面から明らかにすると同時に、「統合監査禁止」のような議論の余地が多い部分にもかかわらず、改革はなぜ実施することができたかについての考察という本稿の課題はおおむね達成されたものと思われる。証券諸法制定以来の大改革と評判の高いSO法も、財務諸表監査の観点から検討を行うと、改革のメインともなっている外部監査人のモニタリング機能向上について疑わしい改革であることが明らかになった。また、改革自体も政治家による意向を強く反映したもので、改革が目指した効果については疑問が残るといわざるをえない。

第Ⅱ節で考察したように、財務諸表監査とコーポレートガバナンスの結びつ

22) SECに登録する年次報告書や四半期報告書において、CEOやCFOに対し、宣誓書の提出を法定化した(302条)。

きは、タイトなものであるといえる。そこから、適切なコーポレートガバナンスの構築には、いかなる財務諸表監査制度が望まれるか、あるいは両者の関係は如何にあるべきか、という課題が生じる。このような課題については今後の研究に譲りたい。

参考文献

- AICPA., the Commission on Auditors' Responsibilities [1978] *Report, Conclusions, and Recommendations*.
- Ashbaugh, H., R. LaFond and B. W. Mayhew [2003] "Do Nonaudit Services Compromise Auditor Independence? Further Evidence," *The Accounting Review*, Vol. 78, No. 3, July, pp. 611-639.
- Asthana, S., S. Balsam and S. Kim [2004] "The Effect of Enron, Andersen, and Sarbanes-Oxley on the Market for Audit Services," *SSRN Working Paper Series*, No. 560963, June.
- Beaver, W. H. [1998] *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, 3rd. ed, Prentice Hall.
- Carcello, J. V., D. R. Hermanson, T. L. Neal and R. A. Riley Jr. [2002] "Board Characteristics and Audit Fees," *Contemporary Accounting Research*, Vol. 19, No. 3, Fall, pp. 365-384.
- Davis, L. R., D. N. Ricchiute and G. Trompeter [1993] "Audit Effort, Audit Fees, and the Provision of Nonaudit Services to Audit Clients," *The Accounting Review*, Vol. 68, No. 1, January, pp. 135-150.
- DeAngelo, L. E. [1981a] "Auditor Independence, "Low Balling," and Disclosure Regulation," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 3, No. 2, August, pp. 113-127.
- [1981b] "Auditor Size and Audit Quality," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 3, No. 3, December, pp. 183-199.
- DeFond, M. L., K. Raghunandan and K. R. Subramanyam [2002] "Do Non-Audit Service Fees Impair Auditor Independence?: Evidence from Going Concern Audit Opinions," *Journal of Accounting Research*, Vol. 40, No. 4, September, pp. 1247-1274.
- Downs, A. [1957] *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Row Publishers.
- (古田精司監訳 [1980]『民主主義の経済理論』成文堂)。

- Downs, A. [1960] "Why the Government Budget is Too Small in a Democracy," *World Politics*, Vol. 12, No. 4, July, pp. 541-553.
- Geiger, M. A. and D. V. Rama [2003] "Audit Fees, Nonaudit Fees, and Auditor Reporting on Stressed Companies," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 22, No. 2, September, pp. 53-69.
- Littleton, A. C. [1933] *Accounting Evolution to 1900*, Russell & Russell. (片野一郎 訳 [1952] 『リトルトン会計発達史』増補版, 同文館。)
- Palmrose, Z. V. [1986] "Audit Fees and Auditor Size: Further Evidence," *Journal of Accounting Research*, Vol. 24, No. 1, Spring, pp. 97-110.
- Powers, Jr. W. C., R. S. Toubh and H. S. Winokur, Jr. [2002] *Report of Investigation by the Special Investigative Committee of the Board of Directors of Enron corp.*
- Simunic, D. A. [1984] "Auditing Consulting, and Auditor Independence," *Journal of Accounting Research*, Vol. 22, No. 2, Autumn, pp. 679-702.
- U. S. Senate [2002a] *HOUSE OF REPRESENTATIVES 107-414*, United States Senate (107th. Congress 2nd. Sessions).
- [2002b] *Congressional Record-House April 24 2002*.
- [2002c] *Congressional Record-Senate July 15 2002*.
- [2002d] *Congressional Record-House July 25 2002*.
- [2002e] *Congressional Record-Senate July 25 2002*.
- U. S. Senate, the Permanent Subcommittee on Investigations of the Committee on Governmental Affairs [2002] *The Role of the Board of Directors in Enron's Collapse*, United States Senate (107th. Congress 2nd. Sessions).
- Wallace, W. A. [1986] "The Economic Role of the Audit in Free and Regulated Markets," *Auditing Monographs*, PWS-Kent Publishing. (千代田邦夫他 訳 [1991] 『ウォーレスの監査論 自由市場と規制市場における監査の経済的役割』同文館)。
- Watts, R. L. and J. L. Zimmerman [1983] "Agency Problems, Auditing, and the Theory of the Firm: Some Evidence," *The Journal of Law and Economics*, Vol. 26, No. 3, October, pp. 613-633.
- [1986] *Positive Accounting Theory*, Prentice Hall. (須田一幸 訳 [1991] 『実証理論としての会計学』白桃書房)。
- 大石桂一 [2000] 『アメリカ会計規制論』白桃書房。
- 岡部孝好 [1998] 「会計の社会的機能とその分析視座」『會計』第153巻第5号, 5月, 1-18ページ。

- 龍田 節 [2003] 『会社法』第9版, 有斐閣。
- 徳賀芳弘 [2004] 「会計基準設定における姿勢の変化——エンロン事件のもたらす副産物——」(山地秀俊編『アメリカ会計不正とその分析』神戸大学経済経営研究所) 1-22ページ。
- 内藤文雄 [2003] 『財務諸表監査の変革』税務経理協会。
- 八田進二・橋本尚 [2002a] 「サーベインズ=オックスリー法の概要とわが国への影響 (1)」『週刊経営財務』No. 2589, 14.9.9号, 12-18ページ。
- [2002b] 「サーベインズ=オックスリー法の概要とわが国への影響 (2)」『週刊経営財務』No. 2590, 14.9.16号, 38-43ページ。
- [2002c] 「サーベインズ=オックスリー法の概要とわが国への影響 (3)」『週刊経営財務』No. 2591, 14.9.23号, 33-38ページ。
- 松本祥尚 [2004a] 「Bright-Lines 会計と職業会計士の役割——他人保証と自己保証——」(山地秀俊編『アメリカ会計不正とその分析』神戸大学経済経営研究所) 133-162ページ。
- [2004b] 「独立性規制における規則主義アプローチ」『會計』第166巻第4号, 10月, 57-70ページ。
- 山浦久司 [2001] 『監査の新世紀——市場構造の変革と監査の役割——』税務経理協会。
- [2003] 『会計監査論』第3版, 中央経済社。